平成２６年（フ）第５７号
島根県出雲市荻杼町488番地　ハイツ内藤202
債務者　原田　成則
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第６６５号
さいたま市桜区大字宿379番地１、旧住所埼玉県桶川市大字上日出谷823番地の１　レオパレスキングマウンテンＡ―310号
債務者　福井　哲也
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６８９号
さいたま市緑区大字大間木1586番地１　カーサ小島206号
債務者　霜山　清治
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７１６号
埼玉県加須市花崎４丁目10番地35
債務者　杉山　生子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
栃木県足利市山下町2474番地６、前住所栃木県足利市西宮町2880番地51
債務者　鈴木クラウディアこと　クラウデイア　アレハンドラ　ライ　デ　スズキ
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第３１８７号
大阪府茨木市耳原２丁目６番14号　ラフォーレ水無月101号
債務者　杉田　一真
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１８８号
大阪府茨木市耳原２丁目６番14号　ラフォーレ水無月101号
債務者　杉田香朱美（旧姓合田）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２７５号
大阪府八尾市中田１丁目84番地の２　田辺荘２Ｆ202号
債務者　川島　伸夫
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３６１号
大阪府摂津市東別府２丁目11番19号
債務者　野口　好江（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３２５号
横浜市港南区日野中央２丁目１番10―103号
債務者　伊藤　有紀
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７８号
栃木県宇都宮市岩曽町1396番地６　岩曽ハウス101、前住所栃木県宇都宮市岩曽町1355番地　佐藤方
債務者　鈴木サチ子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５４号
東京都武蔵野市八幡町３丁目３番12号ラブニュー201
債務者　高田　雅史
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５３３号
東京都東大和市蔵敷３丁目799番地芝中住宅イ12―206号
債務者　櫻井　裕之
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８３０号
横浜市旭区若葉台３丁目３番806号
債務者　小関　知英
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３４号
栃木県日光市今市1216番地３　サンパレス205号室
債務者　石嶋　啓人
1　決定年月日時　平成26年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係